羽幌町役場庁舎除雪業務仕様書

１　実施目的

冬期間に役場庁舎へ出入りする者が、積雪で歩行の支障とならないよう除雪を行う。

２　実施期間

令和８年１２月１日（火）～令和９年３月３１日（水）

３　業務内容

（１）実施箇所の積雪が概ね１０ｃｍ以上となるときは午前８時３０分までに除雪を行う。（※作業開始時間が早すぎないよう注意すること。作業後に雪が積もる可能性があるため）

（２）業務日誌を作成し、羽幌町役場総務課総務係に提出する。（警備員室に日誌を配置し、出退勤時に記入する）

４　実施箇所

別紙図面のとおり（黄色塗りつぶし箇所）

５　公募要件

羽幌町内（離島地区除く）に住所を有する個人又は所在を有する法人

６　その他

（１）本業務では町所有除雪機及び除雪用具を使用することができる。なお、町所有除雪機の使用に要した燃料代は羽幌町が負担する。その他、交通費などの必要経費については本業務の受託者が負担する。

（２）出退勤及び業務中の事故については本業務の受託者がその責を負う。

（３）契約額を最低保証とし設計業務量が上回った場合に協議のうえ、契約額を変更できるものとする。

（４）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

７　公募申込期限

令和８年１１月２０日（金）１７時００分必着

８　申込・問合先

羽幌町役場総務課総務係（℡0164-62-1211）